

多治見市歩道橋ネーミングライツ事業命名権者募集要項

1 目的

多治見市では、厳しい財政状況の下、民間資金を活用して道路施設の持続可能な維持管理を行うとともに、民間企業による地域活動及び社会貢献の場を提供することを目的として、歩道橋に愛称名(企業名等)を命名することができる権利(命名権)について、事業の趣旨に賛同し、命名権料を負担いただく企業等(以下「命名権者」という。)を募集します。

2 募集概要

(1)命名権の対象施設

多治見市が管理する次の歩道橋とします。

ア 金岡歩道橋(I字型2面、住吉町5、6丁目地内、多治見市道213800線)

(2)命名権料

歩道橋1橋あたり年額20万円以上(税抜)

(3)契約期間(命名権の付与期間)

3年(契約期間満了にあたり、継続希望があれば優先交渉権を付与します)

(4)愛称の使用開始予定日

【準備中】

(5)命名権料の支払

年度の開始後(平成27年度にあっては契約後)市が指定する日までに当該年度分を市が指定する口座へ振り込んでいただきます。ただし、1年に満たない期間については、月割りとします。

(6)愛称の条件等

ア 愛称は「〇〇〇(企業名等)歩道橋」又は「〇〇〇(企業名、店舗名等)ブリッジ」とします。

※ただし、商品名、企業の広告、ロゴマーク若しくはキャッチフレーズ又は交通標識等と誤認させるような表示は不可とします。

イ 愛称の表示面積は、既に歩道橋に表示されている「地点名(町名)表示」を除き表示可能箇所(歩道橋主桁部分)の1/3以内(最大5㎡まで)とします。

※ただし、歩道橋にある既存の信号、案内標識等の設置状況によっては、面積を確保できない場合があります(既存物の移設等はいりません。)

ウ 表示する文字の配置や書体等については、多治見市サイン計画(サインマニュアル)に準ずるものとし、文字の大きさは、1文字最大で30cm角までとします。

エ 文字の色は黒色とし、蛍光色及び反射性のある色は使用できません。

オ 決定した愛称は、原則として契約期間中に変更することはできません。

カ 多治見市ネーミングライツ事業実施要綱(平成26年告示第206号。以下「実施要綱」という。)第8条に該当する愛称は、使用することができません。

(7) 地域貢献の提案

命名権者として、応募する歩道橋とその周辺の清掃美化活動など、地域貢献の提案も合わせてお願いします。提案内容の実行に係る費用は命名権者の負担とします。

※ただし、清掃美化活動などの提案内容によっては、たじみロード・サポーターに関する要綱(平成15年告示第134号)による清掃用具の支援等が受けられることがあります。

(8) 費用負担

費用負担区分については多治見市ネーミングライツ事業実施要綱第13条に基づいて行いますが、歩道橋に愛称を表示する費用及び契約終了後に愛称を消去する費用等(愛称部分の維持管理費を含む。)は、全て命名権者の負担とします。なお、歩道橋への愛称の表示及び消去は、命名権者が道路法(昭和27年法律第180号)第24条の許可を受けて施工していただきます。

※費用の目安として、通常のI字型歩道橋2面に愛称を表示する場合で40万円程度、消去の費用は30万円程度を想定しています。ただし、歩道橋の形状や、横断する道路の車線数等条件に応じて、これより高額になる可能性があります。

(9) 応募資格(多治見市ネーミングライツ事業実施要綱第7条別表第1を引用)

I 応募資格を有する事業者等は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っている者
 - (3) 市から指名停止措置を受けている者
 - (4) 市税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく市に対する債務を履行していない者
 - (5) 政治団体
 - (6) 宗教団体
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業を営む者
 - (8) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を営む者(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する者を除く。)
 - (9) 多治見市暴力団排除条例(平成24年条例第26号)第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員等
 - (10) 暴力団又は暴力団員等がその経営に実質的に関与している法人等又は団体
 - (11) 自己、その属する法人等若しくは法人等以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - (12) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (13) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (14) 指定管理者制度導入施設にあつては、命名権導入時点の指定管理者の事業内容等と競合する事業を行う者。ただし、命名権導入時点の指定管理者及びその関連企業を除く。
 - (15) その他市長が適当でないと認める者
(多治見市屋外広告物条例(平成21年条例第21号)の規定を遵守していない者等)
- II 団体の場合は、団体を構成するすべての法人等が前項の応募資格を有すること。

また、多治見市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年告示第200号)に基づく排除措置をうけていないことが条件となりますので、応募団体等の代表者(法人の場合は、法人の役員等全員)に疑義がある場合については、多治見警察署長に照会をします。

3 応募方法

書類の提出は、持参又は郵送で行ってください。

(1) 提出書類

ネーミングライツ事業実施申込書(別記様式第1号)

(2) 添付書類

- ア 法人等の概要を記載した書類
- イ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ウ 法人の登記事項証明書
- エ 直近1事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書
- オ 法人税、法人事業税、法人住民税の納税証明書(直近1年間)
- カ 役員調書(別紙様式第2)
- キ 誓約書(別紙様式第3)
- ク 地域貢献等に関する取組提案書(別紙様式第4)
- ケ その他市長が必要と認めるもの

(3) 提出部数

1部 ※なお、提出された書類は返却しません。

(4) 受付期間

【準備中】

(5) 提出先

ア 持参の場合

多治見市建設部道路河川課 改良グループ(多治見市役所 3階北)

※受付時間は、土曜日・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

イ 郵送の場合

〒507-8703 多治見市日ノ出町2-15

多治見市役所建設部道路河川課

「歩道橋ネーミングライツ事業命名権者募集」係宛

(6) 質問事項の受付等

募集要項に関して質疑がある場合は、ネーミングライツ事業についての質問票(別紙様式第5)を提出してください。提出は、郵送、持参、FAX又はEメールで行うことができます。

なお、口頭による質問は受けません。

ア 受付期間

【準備中】

イ 提出方法

郵送の場合 : 3 応募方法(5)提出先を参照

FAXの場合 : 0572-25-7055

メールの場合 : douro@city.tajimi.lg.jp

ウ 回答方法

公平を期すため、原則として多治見市ホームページ内に質問及び回答を掲載します。

(7) 応募等の費用負担

応募及び契約締結に係る費用は、応募者の負担とします。

(8) 留意事項

ア 応募書類の変更

軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。

イ 応募書類の取り扱い

提出された応募書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、多治見市情報公開条例に基づき部分公開することがあります。

ウ 応募の辞退

応募書類を提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

エ 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類の内容に虚偽の記載があったことが判明した場合は失格となります。

4 選定方法

(1)多治見市ネーミングライツ審査委員会において次の事項を総合的に判断し、命名権者を決定します。

なお、応募が1者だけの場合も、審査委員会において命名権者としてふさわしいか審査を行います。

| 審査項目 | 審査ポイント | 配点 |
|---------------|--|-----|
| ① 愛称案 | 市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ、施設イメージとの整合性 | 40 |
| ② 命名権料 | 金額の妥当性、相対評価 | 40 |
| ③ 命名権者としての適格性 | (ア) 地域貢献活動・・・10点 (イ) 経営の安定性・・・5点 (ウ) 市内事業者・・・・・・5点 | 20 |
| 合 計 | | 100 |

(2)審査の結果、合計点が7割に満たない場合は、失格とします。

(3)選定後は、速やかに決定した命名権者を公表するとともに、全ての応募者に選定結果を通知します。

5 契約の締結方法

契約前に最終的な協議を行い、市と命名権者との間で契約を締結します。

また、契約が締結された場合は、決定した愛称、命名権者となった団体、契約金額等を公表します。

6 契約の解除

実施要綱第19条又は第20条のとおりとし、契約の解除に伴う現状復旧に必要な費用は、実施要綱第13条第3項のとおり命名権者の負担とします。

7 リスク分担

- (1) 歩道橋の愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、命名権者が負うこととします。
- (2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、市と命名権者が協議し、リスク負担を決定するものとします。

8 問い合わせ先

多治見市役所道路河川課改良グループ

TELの場合 0572-22-1111(内線1362)

FAXの場合 0572-25-7055

メールの場合 douro@city.tajimi.lg.jp

多治見市長

申込者

住所（所在地）

氏名（会社・団体名及び代表者名）

連絡先電話番号（ ） ー

F A X （ ） ー

E - mail

担当者氏名

ネーミングライツ事業実施申込書

多治見市ネーミングライツ事業実施要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおりネーミングライツ事業に応募します。

| | |
|---------|-----------------|
| 施設名 | |
| 愛称（案） | |
| 愛称の理由 | |
| 命名権付与期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 命名権料 | 円（年額／税抜） |
| 応募の動機 | |

添付書類

- （1）法人等の概要を記載した書類
- （2）定款、寄附行為その他これらに類する書類
- （3）法人の登記事項証明書
- （4）直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- （5）直近1事業年度分の納税に関する証明書のうち、募集要項に定めるもの
- （6）その他市長が必要と認めるもの

(別紙様式第2)

役員調書

| 法人名等 | | | | |
|------|--------|----------------------|--------------|----|
| 所在地 | | | | |
| 役職名 | (フリガナ) | 生年月日 (年号を○で囲む) | 性別 (○で囲む) | 住所 |
| | 氏名 | | | |
| | () | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | 男・女 | |
| | () | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | 男・女 | |
| | () | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | 男・女 | |
| | () | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | 男・女 | |
| | () | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | 男・女 | |
| | () | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | 男・女 | |
| | () | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | 男・女 | |
| | () | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | 男・女 | |
| | () | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | 男・女 | |
| | () | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | 男・女 | |
| | () | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | 男・女 | |
| | () | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | 男・女 | |
| | () | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | 男・女 | |
| | () | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | 男・女 | |

※ 法人の役員について記載してください。

(別紙様式第3)

誓 約 書

多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- 2 条例第5条の規定に従い、市民及び事業者の責務を果たすこと。
- 3 上記1の確認手段として、多治見市が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱（平成22年告示第200号）に基づき、市が多治見警察署長に照会することについて異議を唱えないこと。
- 4 照会の結果、上記1に違反することが判明したときには、後に締結する多治見市歩道橋ネーミングライツ事業の契約の解除、違約金の請求その他市が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

平成 年 月 日

(宛先) 多治見市長

所在地

名 称

代表者名

㊞

地域貢献等に関する取組提案書

これまで行ってきた地域活動、社会貢献等あればお書きください

命名権者としての地域貢献提案

(清掃美化活動、交通安全啓発等)

